

第8章 都道府県の役割

1. 平常時の取組

都道府県の役割として、被害認定調査担当者のための研修機会の拡充等による調査の迅速化、被害認定調査や罹災証明書交付の体制・資機材が被災市町村のみでは不足する場合の支援、複数市町村間における調査・判定方法の調整があります。都道府県としてこれらの支援を円滑に行うための体制構築や災害対応能力の向上について、平時から取り組んでおくことが重要です。

(この項目で検討する事項)

【平常時における取組】

- ①研修会の開催
- ②市町村に対する応援体制の構築
- ③自治体間協定や民間団体との協定締結の推進・支援

①研修会の開催

- 平常時における取組として、県職員、市町村職員双方を対象として、被害認定調査から罹災証明書の交付に至るまでの業務に精通した人材の育成を目的とした研修会の開催や研修終了者の名簿作成等に取り組みます。
- 被害認定調査の調査員を対象とした研修の他、災害現場では被害認定調査全体をコーディネートできる人材が不可欠となることから、コーディネーターの育成のための研修も実施することが望ましいです。
- また、研修会の開催以外にも、マニュアルの作成や、訓練等を実施することも考えられます。
 - ◇ 発災時、被害認定調査に精通した職員の不在は、罹災証明書の交付の遅延につながり、ひいては被災者の生活再建の遅延につながるおそれがあり、平時から人材の育成に取り組んでおくことが重要です。

* 参考：被害認定調査員の資格制度の例（兵庫県）（詳細は『第7章6. ⑥研修修了者の名簿への登録』（P248）を参照）

* 参考：被害認定調査員の資格制度の例（和歌山県）（詳細は『第7章6. ⑥研修修了者の名簿への登録』（P248）を参照）

* 参考：被害認定調査のための研修会開催の例（埼玉県、長野県）

（埼玉県）

- ・ 埼玉県では、住家被害認定調査を担当する市町村職員及び調査業務の応援を担当する県の税務担当職員を対象として、被害認定調査研修会を開催している。
- ・ 研修は内閣府の「実施体制の手引き」を用いて、その解説を行う形式で実施している。



研修風景①



研修風景②

（長野県）

- ・ 長野県では、市町村職員及び地方事務所の職員を対象として、被害認定調査研修会を開催している。
- ・ 研修では、内閣府作成資料をもとに解説を行ったのち、市町村実務担当者から実際の被災対応事例について紹介している。

研修の内容
(1) 災害に係る住家の被害認定について(80分) 内閣府作成資料をもとに作成した資料に基づき説明 (2) 市町村実務担当者による事例発表(長野県神城断層地震における対応) ①白馬村(15分) ②長野市(15分) 実際に行った被害認定調査の概要と今後の課題についての発表 【発表市村から示された主な課題】 ・適正な調査体制を構築するための被害情報の収集方法の検討 ・より大規模、広域的な災害に備えた調査実施体制の必要性 ・関係団体(建築士会等)との全県的な協定の必要性 ・被害認定調査の経験の継承 (3) 被災者生活再建支援制度について(15分) (4) 長野県版被災者生活再建支援制度の検討状況について(10分) (5) 被災者台帳について(10分) 住家被害認定調査に関連する制度等の説明。内閣府、(公財)都道府県会館の資料を用いて説明。



出席市町村の担当者

白馬村担当者による
事例発表

出典：埼玉県、長野県資料

*** 参考：民間団体との協定に基づく研修会開催の例（静岡県）**

- ・静岡県では、被害認定調査の円滑な実施を目的として、平成21年1月に静岡県土地家屋調査士会と協定を締結している（協定の詳細については「③自治体間協定や民間団体との協定締結の推進・支援」を参照）。
- ・この協定に基づき、土地家屋調査士会及び県・市町村職員の連携促進を目的として合同で研修会を実施している。
- ・研修は年1回で平成21年以降ほぼ毎年実施しており、被害認定調査に関する有識者や内閣府の担当者の講演の後、県職員が講義を行っている。

*** 参考：災害時相互応援協定に基づく3県合同研修会開催の例（群馬県、新潟県、埼玉県）**

- ・関越道沿いに立地する自治体連携の取組の一環として平成25年に三県で締結した災害時相互応援協定に基づき、三県合同研修会を開催している。
- ・研修は、中越大震災ネットワークおぢやの協力を得て、被災した状態のまま保存された住家を用いて被害認定調査の実地研修を新潟県小千谷市にて行っている。また、講師は、常葉大学田中教授に依頼している。



座学（調査方法等の解説）



実地研修（調査建物外観）



実地研修（外観調査）



実地研修（内部調査）

出典：埼玉県資料

*** 参考：広域連合団体による研修の例（関西広域連合。ただし鳥取県を除く。）**

- ・関西広域連合構成団体職員の災害対応能力の向上を図るため、構成団体内の防災担当職員等を対象とした専門的な研修を実施している。
- ・「家屋被害認定業務研修」については、平成24年度に大阪府、平成25年度に大阪市、平成26年度に兵庫県で開催した。
- ・関西広域連合として研修を実施することで、関西全体の防災力の向上と各構成団体の負担を軽減できるメリットがある。

*** 参考：コーディネーター研修の例（東京都）**

- ・ 東京都では、区市町村職員を対象に、り災証明書発行業務に係る建物被害認定調査から被災者台帳の利活用までをマネジメントできる中核的職員の育成を目的として、「被災者生活再建支援業務マネジメント研修」を実施した。
- ・ 日程：平成26年6月～平成27年2月
- ・ 内容：被災者生活再建支援に係る一連の各業務をマネジメントする観点から以下の研修を7回に分けて実施。
 - 第1回 プロジェクトマネジメントの全体像
 - 第2回 建物被害認定調査
 - 第3回 調査票のデジタルデータ化
 - 第4回 り災証明書発行データベース構築及びり災証明書申請受付・発行
 - 第5回 り災証明書発行マネジメント
 - 第6回 被災者生活再建支援
 - 特別回 WBS（Work Breakdown Structure）とりまとめ報告会

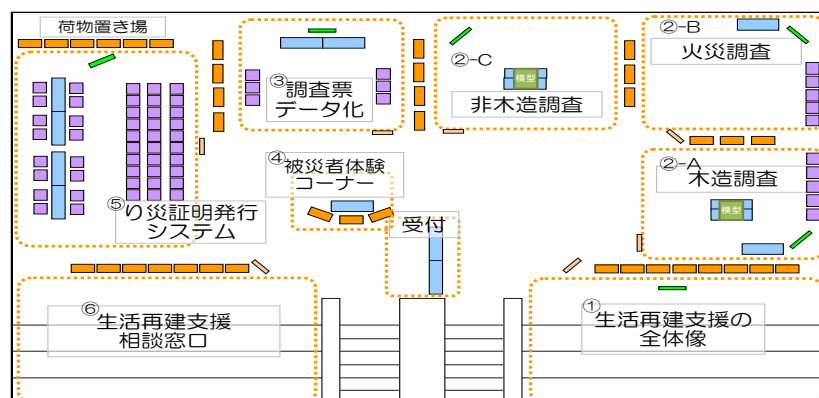
*** 参考：被災者生活再建支援システムを用いた訓練（東京都）**

概要：東京都の総合防災訓練の中で、都独自の被災者生活再建支援システムを活用し、住家被害の認定からり災証明書の交付まで、生活再建支援の全体像がわかる訓練を実施。訓練では、区市町村の職員及び東京消防庁等の協力を得て、住民が実際に住家被害認定調査等を体験できる形で実施した。

実績：平成24年度東京都・目黒区合同総合防災訓練
 平成25年度東京都・あきる野市合同総合防災訓練
 平成26年度東京都・杉並区合同総合防災訓練



（訓練の様子）

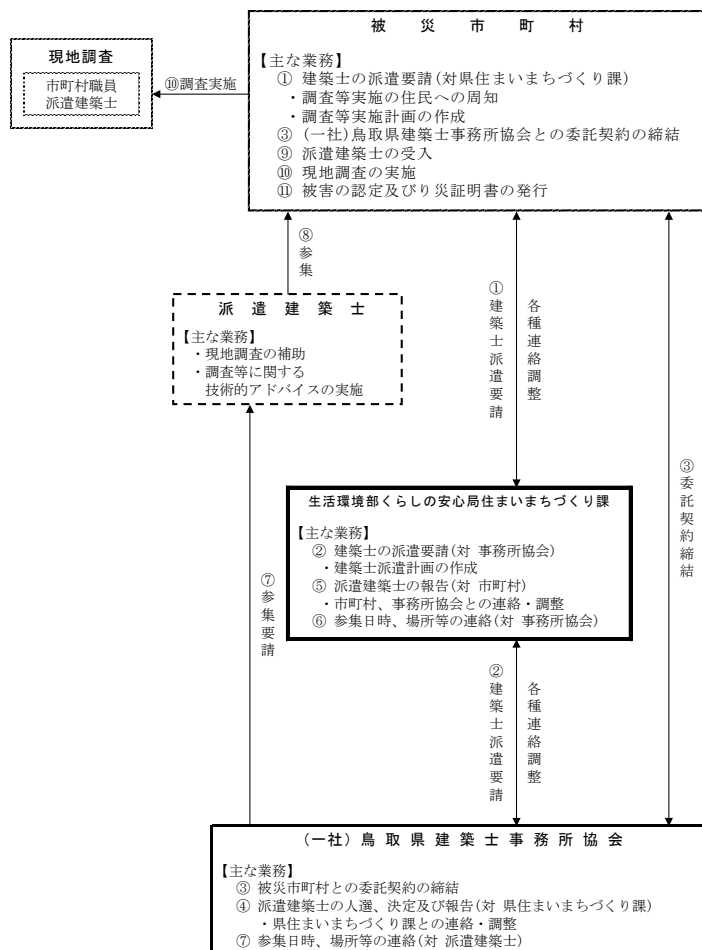


（会場レイアウト）

* 参考：建築士の技術支援を受ける際のマニュアル（鳥取県）

- 「『り災証明書発行に係る住家の被害認定業務』技術支援マニュアル」
- ・市町村、県、建築士の各々の業務が定められており、被害認定業務の支援を要請する側と要請を受ける側の実施すべきことが明確に整理されている。
 - ・市町村、県、建築士の各々の業務及び派遣に係るやり取りについてフローに整理されている。

り災証明の調査実施体制フロー



出典：鳥取県ホームページ、http://www.pref.tottori.lg.jp/secure/139643/bousai_fukkyuu_manual_201611.pdf

②市町村に対する応援体制の構築

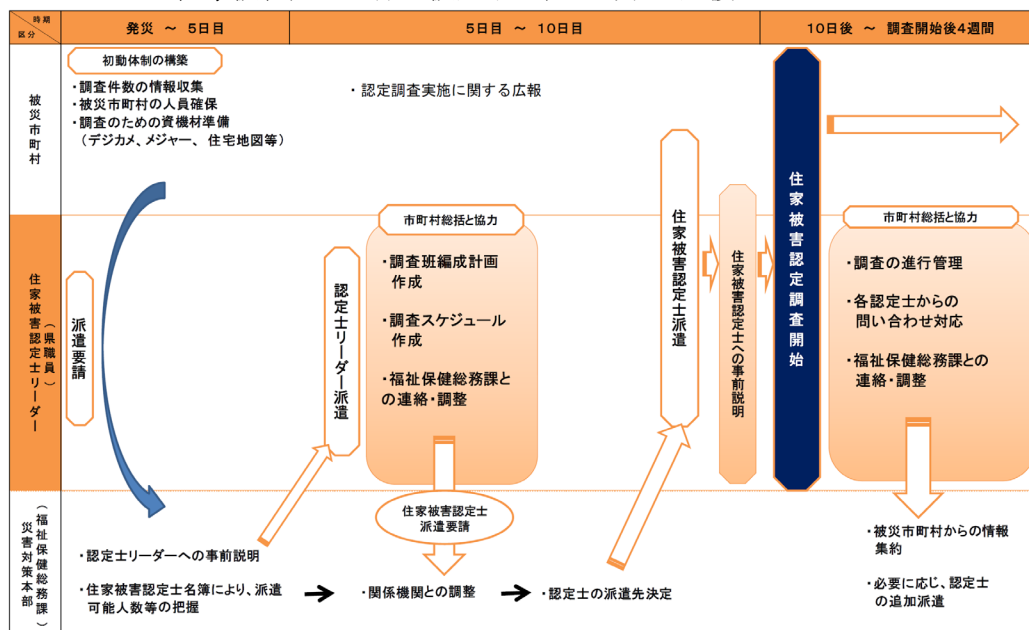
- 発災時の体制構築をスムーズに行う観点から、平常時から市町村が被災した場合の応援体制をどのように構築し、市町村支援をどのようなスキームで実施するかを決定し、市町村に周知します。

◇ 庁内において市町村支援をどのような体制で実施するかを明確にするとともに、研修等を通じて、市町村に対し都道府県の支援枠組みを明確にしておくことも有効です。

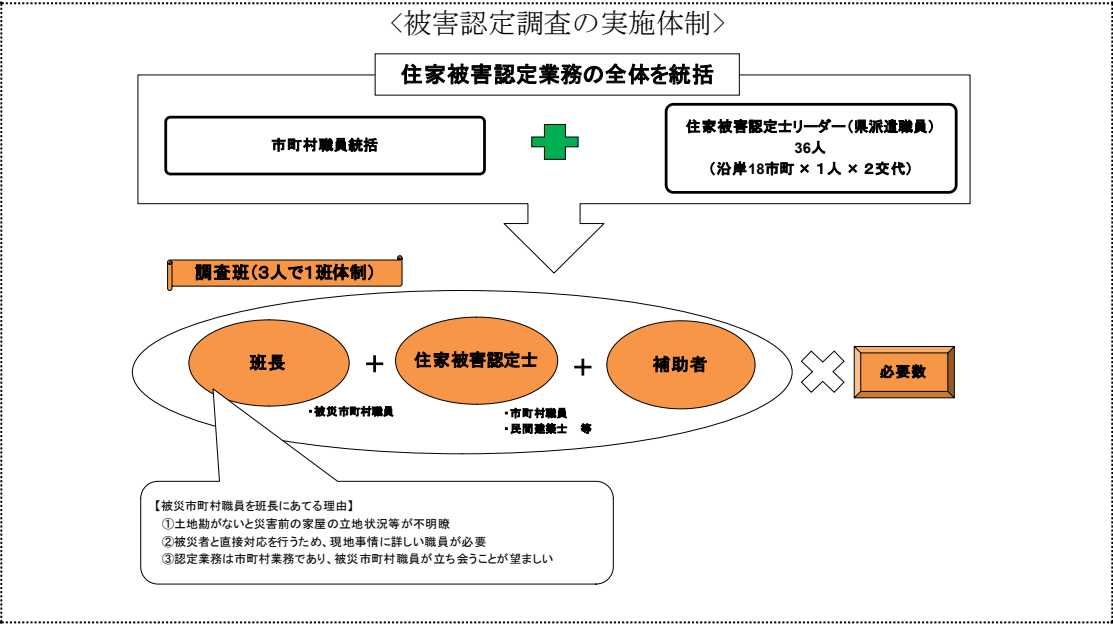
* 参考：被災市町村に対する住家被害認定に係る支援スキーム構築の例（和歌山県）

- ・ 和歌山県では、平成23年台風12号災害による大雨災害の経験を踏まえ、住家被害認定調査の体制構築や班編成の方針について時系列でスキームを定め、研修会等を通じて周知している。
- ・ 具体的な枠組としては、事前に市町村割当を定められた住家被害認定の知見を有する職員からなる「住家被害認定士リーダー」を、被災市町村からの要請に基づき派遣する。
- ・ 住家被害認定士リーダーは、被災市町村の統括職員と連携し、全体計画の作成、県災害対策本部との連携による外部応援受入調整、調査班からの問い合わせ対応、調査全体の進行管理を行う。

〈住家被害認定に係る被災市町村に対する支援スキーム〉

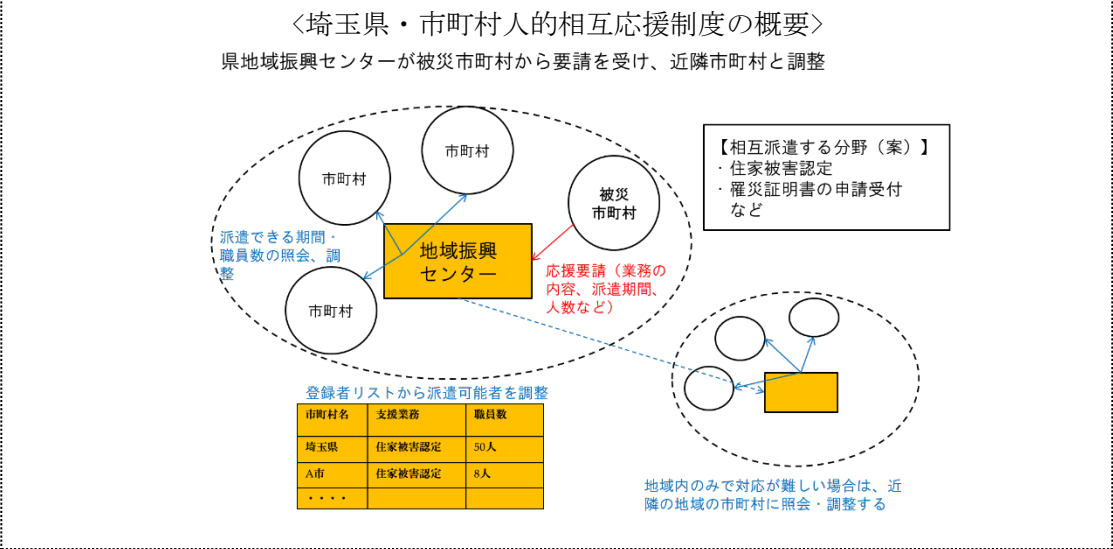


出典：和歌山県資料



＊参考：埼玉県・市町村人的相互応援制度（埼玉県）

- ・平成25年9月に発生した竜巻災害を踏まえ、県と県内全市町村共同による独自の人的相互応援制度を創設した（平成26年4月1日以降発生災害から適用）。
- ・制度では、被災市町村からの要請を受け、県内9箇所にある地域振興センターが窓口となり、近隣市町村と調整を行い人的応援を行うもので、対象分野は住家被害認定調査と罹災証明書の受付・申請対応である。あらかじめ市町村から派遣可能な人員・人数を聴取しリスト化し備える。
- ・県で実施する研修と合わせて実施することでより実効性のある体制構築を行う。



*参考：県と市町村による相互応援体制「チームにいがた」（新潟県）

大規模災害時における「チームにいがた」による相互応援等に関する協定書（抄）

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の2の規定に基づき、一の市町村では対応困難な大規模災害が発生した場合において、県内被災市町村からの要請及び「被災市区町村応援職員確保システム（平成30年3月23日施行）」による決定連絡等により、新潟県（以下「県」という。）と新潟県内市町村とが「チームにいがた」として連携して実施する被災市町村への人的応援に関し必要な事項を定めるものとする。

（応援対象業務）

第3条 県内の市町村が被災した場合は、原則として本協定以外の仕組み等において応援対象とならない業務のうち当該市町村が必要とする業務を「チームにいがた」による応援対象とする。

2 県外の市町村が被災し、対口支援団体として「チームにいがた」による応援を実施する場合は、国要綱に基づく調整により応援が必要とされた業務を対象とする。

3 独自申出に対する「チームにいがた」による応援は、要請のあった業務を対象とする。

（先遣隊の派遣）

第4条 県は、県内市町村において大規模災害が発生した場合、被災市町村における応援ニーズ等を把握するため、当該市町村に先遣隊を派遣する。

2 県は、県外市町村において大規模災害が発生し、独自申出による応援に先立ち必要がある場合は、県外被災市町村における応援ニーズ等を把握するため、先遣隊を派遣する。

（応援要請等）

第5条 県内の市町村は、自らの市町村域において対応困難な大規模災害が発生し、「チームにいがた」の応援が必要となった場合は、先遣隊と調整の上、県に対して応援を要請するものとする。

2 県外被災市町村への応援は、国要綱に基づく対口支援団体としての決定連絡又は県外被災市町村を域内に含む都道府県から特段の要請があった場合とする。

（応援の調整）

第6条 前条により応援要請等があった場合は、県は速やかに県職員の派遣調整を行うとともに県内市町村に対して「チームにいがた」への参加を依頼するものとする。

2 前項の依頼を受けた県内市町村は、「チームにいがた」への参加の可否を県に回答するものとする。

3 前項の回答を受け、県は「チームにいがた」の応援計画を調整し、その結果を県内市町村等に連絡するものとする。

（応援の実施）

第7条 前条の調整後、県と県内市町村は、それぞれただちに被災市町村へ職員を派遣し、派遣された職員は「チームにいがた」として応援を実施するものとする。

（応援期間）

第8条 「チームにいがた」による応援は、原則として大規模災害発生から1月程度を目途とする。ただし、業務の進捗状況等により特に必要と認められる場合は、被災市町村等と県が調整した上で期間を延長することができるものとする。

2 前項により期間が延長される場合、再度第6条に定める調整を行うものとする。

（職員の派遣期間）

第9条 「チームにいがた」に参加する職員の派遣期間は各1月未満とする。

2 職員の派遣期間の決定に当たっては応援の継続性に配慮するものとする。

（県の役割）

第10条 県は、「チームにいがた」による応援が円滑に実施できるよう、先遣隊をはじめとした職員の派遣、被災地に関する情報の収集及び「チームにいがた」の応援調整等に努めるものとする。

（市町村の役割）

第11条 県内市町村は、第6条第1項による依頼があった場合は「チームにいがた」への参加を検討するものとする。

（応援に要する経費の負担）

第12条 県内被災市町村への応援に要した経費は、災害救助法（昭和22年法律第118号）等に基づく支弁を受けた場合等を除き、「チームにいがた」に参加した県及び県内市町村がそれぞれ負担するものとする。

2 対口支援団体等として県外被災市町村への応援を実施した場合に要した経費の負担は、国要綱等の定めによるものとする。

附 則

1 この協定は平成31年3月11日から適用する。

2 この協定の成立は、県知事及び県内全市町村長の同意書をもって証する。

出典：新潟県資料（「被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱」、「災害マネジメント総括支援員等の登録に関する要綱」及び「被災市区町村応援職員確保システムに関する運用マニュアル」の改正について」（令和3年2月19日付総行派第6号 総務省自治行政局公務員部長通知）を受け、「被災市区町村応援職員確保システム」を「応急対策職員派遣制度」に、「対口支援団体」を「対口支援チーム」に、それぞれ読み替えて運用している。）

③自治体間協定や民間団体との協定締結の推進・支援

- 大規模災害発生時、被害認定調査は短期間で非常に多くの人員を必要とすることから、他の地方公共団体や民間団体からの応援を受けることが必要になります。
- このため、平時の取組として、自治体間協定・民間協定を推進するとともに、市町村の協定締結の支援を行います。

◇ 都道府県間で協定を締結することで県内市町村の協定締結が促進されるとともに、市町村の受援状況を統括できることで、都道府県による発災時の支援を円滑に行うことができます。

◇ また、民間との協定締結にあたっては、まず都道府県が協定を締結し、その後県内市町村が締結するといったように、都道府県が協定締結の下地をつくることも重要です。

* 参考：都道府県と建築士会との協定の例（京都府・一般社団法人京都府建築士会）

- ・ 協定に基づいた建築士会の活動について、協定に定める一部の経費等を京都府が負担する。
- ・ 協力要請に基づく活動の中で建築士会の会員が負傷等した場合、一部の場合を除いて、京都府がその者等に対し補償を行う。

* 参考：市町からの要請に基づき県が県土地家屋調査士会へ協力を要請する協定の例（三重県、三重県土地家屋調査士会）

- ・ 市町からの要請に基づき、県が県土地家屋調査士会に被害認定調査業務の協力を要請する。
- ・ 協定に基づいた県土地家屋調査士会からの職員の派遣について、必要な経費を県土地家屋調査士会が負う。
- ・ 派遣要請に基づき、県土地家屋調査士会職員が行った業務の中で負傷等した場合における災害補償は県土地家屋調査士会の負担としている。
- ・ 建築関係団体に依頼できる業務内容として、住家被害認定調査を基本としている。
- ・ 協定に基づいた活動協力を円滑に行うために、協定の当事者間の連絡体制を整備しておく。
- ・ 応援要請に必要な項目として、「応援協力を必要とする施設の所在地・情報、応援協力の目的・内容、その他特に必要と認められる事項」を定めている。

* 参考：市町と県土地家屋調査士会との協定締結を促進する協定の例（静岡県、静岡県土地家屋調査士会）

- ・ 県が各市町に対して協定締結の要望を確認し、県土地家屋調査士会へ情報提供するとともに、協定締結に向けた調整業務を行うことが規定されている（なお、2009年4月時点で、静岡県内の全市町で協定は締結済）。

（市町との協定締結）

第2条 乙（静岡県土地家屋調査士会）は、前条に規定する被害認定業務に関し、業務内容、費用負担等必要な事項について、市町と協議し「災害時における家屋被害認定調査」に関する協定を締結するものとする。

2 甲（静岡県）は、県内全市町における協定締結に向けて、各市町に対して協定締結の要望を確認し乙に情報提供するとともに、各地域防災局単位を基本とした市町連名による協定締結に向けた調整業務を行うものとする。

- ・協定に基づき、県が土地家屋調査士会会員及び市町職員を対象とした研修を毎年行う。
- ・県・市町の担当者連絡先と災害時の調査士会会員の対応方法をまとめた名簿を毎年更新している。

名称	災害時における家屋被害認定調査に関する協定	
締結年月日	平成20年7月20日（静岡市） 平成20年10月31日（下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町） 平成20年12月17日（浜松市） 平成21年2月19日（島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町） 平成21年3月26日（磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、森町） 平成21年3月30日（富士宮市、富士市） 平成21年4月1日（沼津市、熱海市、三島市、伊東市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町） ※全市町締結済	
主な内容	調査内容	・当該市町職員と連携し、当該市町内の家屋を調査 ・当該市町が発行した罹災証明について市民からの相談の補助
	経費負担	・市町は派遣された会員の人件費は負担しない。 ・市町は認定調査に必要な資機材の費用を負担
	研修会	・市町において年1回開催
	災害補償	・静岡県土地家屋調査士会において災害補償保険等に加入

*** 参考：都道府県と行政書士会との協定の例（新潟県、新潟県行政書士会）**

- ・被災者が市町村等へ提出する書類の作成を行政書士が支援する。
- ・協定に基づいた行政書士派遣について、必要な経費を県行政書士会が負う。
- ・協定に基づいた業務については無償とし、被災者は負担しない。
- ・派遣要請に基づき、県行政書士会職員が行った業務の中で負傷等した場合、県行政書士会が補償する。
- ・県行政書士会に依頼できる業務内容を、行政書士法第1条の2及び第1条の3の業務、被災者支援相談センターの開設、及びその他県が必要と認める業務とする。
- ・協議により、協定内容の全部又は一部の変更、解除ができる。

*** 参考：都道府県と民間団体との協定の例（和歌山県、和歌山県建築士会、和歌山県建築士事務所協会、日本建築家協会近畿支部和歌山地域会、和歌山県不動産鑑定士協会）**

- ・和歌山県では、大規模災害時に、リソースが制約を受ける中、被災市町村職員のみで住家被害認定業務を実施することは困難と想定されることから、平成26年12月に和歌山県建築士会、和歌山県建築士事務所協会、日本建築家協会近畿支部和歌山地域会と、平成27年12月に和歌山県不動産鑑定士協会と災害時応援協定を締結した。
- ・具体的には、県が団体と包括協定を締結し、住家被害認定調査の要請に関する手続を定めたほか、認定調査を実施する上で必要な経費等の取扱いについては、別途市町村と団体間で協定を締結することを規定している。なお、包括協定には、市町村と団体との協定の雛形も定めており、派遣に係る旅費や保険料については市町村が負担するが、人件費については負担せず、ボランティアとして協力してもらうこととしている。
- ・県との包括協定の締結後、県内30市町村と団体とで協定が締結された。
- ・発災時の応援要請は、県が市町村からの応援要請を一括して取りまとめ、県を通じて要請することとしている。

*** 参考：県と不動産鑑定士協会連合会との協定の例（石川県）**

- ・令和6年能登半島地震における住家被害認定調査に係る市町への応援体制強化の取組の一環として、石川県の要請により、不動産鑑定士が市町に派遣された。
 1. 期間 令和6年4月11日～5月31日
 2. 人数 一日あたり9名程度（5月11日～6名程度）（延べ387人日※1）
 3. 派遣先 輪島市、珠洲市、七尾市、志賀町、穴水町、内灘町（各1～2名）
 4. 費用 労務費及び交通費を石川県が負担
 5. 支援内容 第2次調査及び再調査の実施、調査マネジメントに関する助言、罹災証明書交付窓口での調査結果の説明、応援職員に対する研修実施等
- ※1 市町の要請に基づく派遣を含めると、令和6年8月までに延べ1,564人日が派遣
- ・この経験を踏まえ、今後の災害に備え、不動産鑑定士の派遣に関し、石川県と（公社）日本不動産鑑定士協会連合会が協定を締結※2（令和6年9月5日付け）し、同年9月の大雨において、当該協定に基づき、不動産鑑定士が派遣された。
 1. 期間 令和6年10月1日～令和6年10月7日
 2. 人数 一日あたり4名（延べ28人日）
 3. 派遣先 輪島市2、珠洲市2

※2 災害時における住家被害認定調査等に関する協定書（抜粋）

（甲：石川県、乙：連合会）

第3条 甲が乙に要請する支援の内容

- 一 調査方法や調査体制等に係る技術的な助言
- 二 市町が実施する住家等の被害認定調査業務
- 三 研修の実施

第6条 支援協力の実施に要する経費

- 一 乙の会員の派遣に要する経費は、甲の負担
- 二 会場の使用料が生じる場合は、甲の負担



応援職員への講習会で調査手順を説明する不動産鑑定士

(派遣実績は、日本不動産鑑定士協会連合会調べ)

2. 災害時の取組

防災基本計画では、都道府県の役割として、被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合に、当該市町村に対し必要な支援を行うことが掲げられています。

過去の大規模災害では、災害発生から1ヶ月を目処に調査を行い、初回の罹災証明書交付が行われていることを踏まえ、被災市町村の被害認定調査等の進捗状況を確認し、必要に応じて応援職員の調整等を行うことが望まれます。

また、都道府県の災害対応能力向上の観点からも、災害対応経験を有する都道府県と情報交換の機会を持つことや、比較的規模の小さな災害であっても積極的に人員を派遣し市町村支援を行うことは、市町村支援に係るノウハウの蓄積を蓄積するうえで重要な取組と言えます。

(この項目で検討する事項)

【事後の対応】

- ①市町村向けの説明会の開催
- ②市町村からの相談対応
- ③応援職員調整
- ④資機材調達
- ⑤被害認定調査のサポート

①市町村向けの説明会の開催

- 災害発生後速やかに、被災市町村の迅速な対応を促すとともに、同一災害における被災市町村の間で、調査方法等が大きく異ならないよう、都道府県が主体となり説明会を開催し、必要に応じて市町村間の調整を図ります。

- ◇ 都道府県は、「災害発生後速やかに」住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するよう努めることが重要です。その際、実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるように努めることが重要です。
- ◇ また、当該説明会の実施にあたっては、内閣府の担当職員又は独立行政法人都市再生機構の職員(内閣府との協定※に基づく。)を説明者として派遣することも可能です。(「災害時の住家の被害認定業務支援に関する内閣府と独立行政法人都市再生機構との協定について」(令和2年6月19日付け事務連絡内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者生活再建担当)通知))
- ◇ 隣接する市町村同士で、調査方法や調査のスケジュールが大きく異なると、市町村に対して住民から判定方法やスケジュール、判定結果について疑問が出され、対応に苦慮することとなり、円滑な調査、罹災証明書の交付に支障をきたす場合があります。そのため、都道府県が主体となり、市町村間での足並みをそろえるよう調整することが重要です。
- ◇ 被害認定調査等に係る各市町村の課題を共有し、対応方針を検討することにより、

被災市町村間で調査方法等にばらつきが生じないようにすることが重要です。都道府県が主体となり、定期的に会議を開催することや、各市町村の対応事例、ノウハウ等を共有することが考えられます。

*** 参考：被災地方公共団体合同での研修実施（大分県）**

- ・平成24年7月梅雨前線豪雨の際、市町村間で調査方法に違いが生じるおそれがあったため、7月20日、内閣府職員を講師に招き、被災市町村を対象に説明会を開催した。
- ・この研修後から、各市町村において、内閣府の運用指針に基づく調査が本格的に開始された。

*** 参考：県の主導により調査方法の調整が図られた例（兵庫県）**

- ・佐用町、宍粟市、朝来市いずれにおいても被害認定調査のノウハウをもった職員が少なかったことから、兵庫県職員が各市町に対し調査方法の説明を行った。その結果、調査方法が統一された。

*** 参考：複数市町村で対応を統一できなかった例**

- ・周辺地方公共団体と調査方法を調整しなかったため、被災者同士の口コミで、あちらの地方公共団体は判定が甘い等の噂が広まり、判定結果に対する不服の要因となった。
- ・被害棟数が少ない地方公共団体において全て内部立入調査を実施した市町村もあり、調査方法が異なることをマスコミが報道したことも、地方公共団体によって判定が異なるのではないかと住民が考えることにつながった。

*** 参考：県内市町村における対応を調整する会議を開催した例（鳥取県）**

- ・平成28年10月鳥取県中部地震の際、迅速な住まい対策を実施するため、県知事及び被災市町の首長からなる「鳥取県中部地震に係る住宅対策会議」を開催し、被害認定調査の進め方、被災者に対する公的賃貸住宅の提供、住宅修繕に係る相談窓口の設置等について、情報共有・調整を行った。

②市町村からの相談対応

- 市町村から、被害認定調査の実施方法等に関する相談があれば対応します。

③応援職員調整

- 被災市町村から依頼があった場合、都道府県下の市町村との連絡調整や、総務省の「応急対策職員派遣制度」を活用するなどにより、他都道府県への依頼等を行い、必要な人員を確保します。
- また、必要に応じて応援協力等に関する協定を締結している民間団体等に対し、被災市町村への人員派遣を依頼します。

◇ 被災市町村は、応援職員の宿泊手配、被災市町村までの移動手段確保、食事手配等を担うことは困難な場合がほとんどです。これらの手配は、都道府県が中心となって行うことが望ましいと考えられます。

*** 参考：応援職員の拡充を県に依頼した事例（兵庫県佐用町）**

- ・ 佐用町では被害認定調査を実施するにあたってのマンパワー・ノウハウともに不足していたこと、庁舎自体が被災していたこと等から、佐用町長が兵庫県に対し、電話で直接応援要請を行った。
- ・ 県は、県内各市町の人事担当課長宛に人員派遣依頼文書を送付し、派遣可能な人数、職種及び派遣期間について調査した。応援依頼は、家屋被害認定調査を行う人員に限定したものではなく、大規模災害支援全般として行った。

*** 参考：被災地方公共団体に対する都県による応援事例**

（兵庫県）

- ・ 兵庫県は平成25年4月に発生した淡路島付近を震源とする地震による被害について、被害認定調査を早期に完了させるため、県職員65人、市町職員312人を淡路市及び洲本市へ派遣した。

- ・ 被害発生：平成25年4月13日
- ・ 派遣期間：平成25年4月15日～5月10日（15日間）
- ・ 派遣先：淡路市、洲本市
- ・ 派遣者数：延べ377人（県職員65人、市町職員312人）
- ・ 派遣元市町：36市町（24市 12町）
- ・ 調査棟数：洲本市 4,141棟
淡路市 2,416棟
- ・ 支援内容：被害認定調査が必要な建築物について、早期に調査を完了させるための人員を派遣



〈淡路島現地調査の様子〉

- ・ 東京都は平成25年10月に発生した台風26号に伴う大島町の被害について、建物被害認定調査及びり災証明発行業務を支援する職員を派遣した。

- ・ 被害発生：平成25年10月16日
- ・ 派遣時期：
（建物被害認定調査）平成25年11月4日～9日
（り災証明発行業務）平成25年11月20日～28日
- ・ 派遣先：大島町
- ・ 派遣者数：
（建物被害認定調査）都職員32人・区市町村職員32人
（り災証明発行業務）都職員4人・区市町村職員12人
- ・ 調査棟数：約800件



〈大島町現地調査の様子〉

（和歌山県）

- ・ 和歌山県では、紀伊半島大水害により、特に被害が顕著であった新宮市、日高川町、那智勝浦町、古座川町に対し、市町村の要請に基づき県職員76名、民間建築士122名を、9月23日～10月8日まで派遣した。
- ・ 県職員の役割：現地における個別住家の被害認定業務・調査票の記載補助（損害割合算出表の記入）
県派遣職員のとりまとめ[研修実施、情報伝達等]
市町村と県とのパイプ役[派遣受入調整]、[問い合わせ対応]（1人）
※和歌山県では住家被害認定の経験がなかったため、兵庫県からの応援（説明会実施・質問対応等）によるところが大きかった。
- ・ 民間建築士の派遣にあたっては、県建築住宅課が窓口となり、応援人員の割り当てと、内閣府の指針に基づく2時間程度の研修を実施したうえで、各市町に派遣した。

(島根県)

- ・平成25年8月23日の豪雨災害において、県は江津市からの要望により、9月2日から5日までの4日間で延べ8人の建築技師を調査員として派遣した。

*参考：他県との調整の例（京都府）

- ・平成25年の京都府福知山市の水害対応において、京都府は東京都及び新潟県へ応援を要請し、各都県から応援職員が派遣された。

*参考：被災地方公共団体に対する他県職員等による応援事例（新潟県）

- ・新潟県は、平成25年度及び26年度の京都府福知山市における水害対応について、被害認定調査業務に係る支援のため、県及び市職員の派遣を実施した。

＜概要① 平成25年度の応援＞

- ・派遣時期：平成25年9月30日～10月2日 ※実働は10月1日のみ
- ・派遣先：福知山市
- ・派遣者数：8人（市6人、県2人）
長岡市2人、柏崎市2人、小千谷市2人
※市職員は全員調査経験者
- ・支援内容：被害認定調査業務
- ・応援スキーム：京都府と新潟県の間を研究者チーム（京都大学、新潟大学ほか）が斡旋することで、応援が実現

＜概要② 平成26年度の応援＞

- ・派遣時期：平成26年8月25日～8月30日
- ・派遣先：福知山市
- ・派遣者数：15人（8市13人、県2人）
長岡市2人、三条市1人、柏崎市2人、燕市1人、村上市2人、小千谷市1人、十日町市2人、上越市2人
- ・支援内容：
 - ・調査結果（調査票）の確認作業（記入漏れ、記載ミス、判定結果の精査等）
 - ・被害認定調査に関するアドバイス



応援職員

福知山市職員

（平成25年度の応援の様子）



データをチェックする応援職員

（平成26年度の応援の様子）

*** 参考：県税事務所職員の派遣の例（千葉県）**

- ・浦安市に県税事務所職員を応援要員として派遣し、非木造家屋を中心に調査した。

④資機材調達

- 被災市町村から要請があった場合、また、都道府県が必要と判断した場合、必要な資機材を調達します（必要な資機材の詳細は『第2章3. ★資機材等の調達』（p. 71）参照）。

*** 参考：資機材用意の例（兵庫県）**

- ・平成25年4月13日淡路島を震源とする地震において、住民説明用のリーフレット作成（配布は市町）、及び県庁から調査現場までの往復バスを県で用意した。

⑤被害認定調査のサポート

- 被害認定調査の実施にあたり、必要に応じて市町村をサポートします。過去の県内災害における対応事例等について情報提供するほか、市町村の状況によっては、県が主導して調査を実施することや、コーディネーターを担うなどの支援が求められます。
- 非木造住宅の固定資産税家屋評価を都道府県が分担している場合、都道府県にて非木造住宅の被害認定調査を行うことも考えられます。
 - ◇市町村内に防災担当セクションが設置されていない小規模な市町村等においては、都道府県が被害認定調査をサポートして実施することも考えられます。
 - ◇被災市町村は、災害対応に追われ、応援職員が必要な状況であっても都道府県等に依頼ができないこともあります。一定規模以上の災害の場合には、市町村から依頼がなくてもサポートすることや、業務の進捗を確認することも重要です。

*** 参考：被害認定調査を県が主導的に実施した例（兵庫県）**

- ・佐用町では被害認定調査を実施するにあたってマンパワー・ノウハウともに不足していたこと、佐用町庁舎自体が被災していたこと等から、兵庫県が主導して被害認定調査計画を立案し、調査が軌道に乗るまでは県がサポートして実施した。

*** 参考：被害認定調査のコーディネートを実施した例（和歌山県）**

- ・紀伊半島大水害の際、新宮市は庁舎自体が浸水し、大規模の被害が出たことから調査員の確保は困難を極めた。このため和歌山県では、応援職員を派遣するだけでなく、県職員が調査のコーディネートを実施した。

*** 参考：災害発生時の被害認定調査の概要説明・罹災証明書の様式提示等をした例（長野県）**

- ・長野県では、台風8号に伴う大雨災害に伴い、内閣府資料を用いて被害認定調査の概要説明、実施体制、実施方法について説明を行ったほか、南木曽町からの要請を受け、過去の災害で用いた罹災証明書の様式を提供した。